



答 申 第 6 3 0 号
平成 29 年 2 月 23 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、平成 29 年 2 月 21 日付け神住住宅第 3825 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市営住宅総合管理システムへの税情報項目の追加について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 公営住宅法上の所得金額算定において、国土交通省通知により留意すべき項目とされている純損失繰越控除額及び雑損失繰越控除額を、神戸市営住宅総合管理システムに項目追加して電子計算機処理をすることは、市営住宅の家賃算定にかかる市民からの問合せに、適切に対応することに寄与するものであり、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

神戸市営住宅総合管理システムへの情報項目の追加について
(条例11条「電子計算機処理の制限」に関して)

【データ項目】

純損失繰越控除額

雑損失繰越控除額